

平成 21 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名：関西汽船株式会社  
(コード：9152 東証第 2 部、大証第 2 部)  
代表者名：代表取締役社長 黒石 眞  
問合せ先：常務取締役 中村 彰利  
(TEL： 06 - 6574 - 9131 )

### 第三者割当により発行される普通株式の募集に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 18 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される普通株式の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は本日「株式会社商船三井による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」、「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を別途公表しておりますので、合わせてご参照ください。

#### 記

##### 1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的

当社は、平成 16 年度において、株式会社商船三井（以下「商船三井」といいます。）並びに株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）を割当先とする第三者割当増資を実施し、また、三井住友銀行による債務免除を受け、債務超過の状態を解消すると共に平成 20 年度までの 5 年間を実施期間とする「経営改善計画」及び、その後の燃料油価格の高騰に対応した運賃値上げ、並びに燃料油価格の高騰が継続している状況を踏まえた「修正中期経営計画」を策定、実行してまいりました。

しかしながら、他の輸送機関との競争激化に加え、燃料油価格の急激な上昇により、平成 20 年度においては、連結営業損失 719 百万円、連結経常損失 778 百万円、連結当期純損失 286 百万円と修正中期経営計画の目標値に大幅未達であり、かつ 3 年連続して連結営業損失、11 年連続して連結経常損失、12 年連続して連結当期純損失が続いている状況であります。その結果平成 20 年度の個別財務諸表においては 729 百万円の債務超過、連結財務諸表においては連結株主資本が 58 百万円、連結株主資本比率は 0.5%という状況であり、継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。

このような状況を打開すべく、当社は、商船三井の完全子会社であり、中九州航路において共同運航する株式会社ダイヤモンドフェリー（以下「ダイヤモンドフェリー」といいます。）との事業上の更なる相乗効果を追求した施策を検討し、平成 20 年 1 月 16 日からダイヤモンドフェリーと 6 隻 6 便体制で共同配船を実施し、収益向上とコスト削減の取組みを推し進めておりますが、平成 20 年度の決算日以降においても、実体経済の収縮とそれに伴う国内物流の急激な低下、旅行需要の冷え込みが続いていることから、業績悪化傾向に歯止めがかからない状況にあります。さらに、第二次補正予算関連法案において平成 21 年 3 月 28 日からの実施が予定されている ETC 割引を中心とした高速道路料金の引き下げによる物流人流両面におけるフェリー利用者の大幅な減少によって、当社事業計画に対し想定を超えた重大な影響が生じるおそれが高まっており、業績回復のための打開策検討が喫緊の経営課題となっております。

このような状況下において、当社の筆頭株主である商船三井においても、商船三井グループ内のフェリー事業の更なる効率化に向けた諸施策を検討しております。商船三井は、かかる効率化の一環として、具体的には、将来の当社とダイヤモンドフェリーとの経営統合又は事業再編の可能性を見据えて当社とダイヤモンドフェリーを一体的に捉え、その収益を極大化させるためのサービス形態の改善（投入船の入替え、予約・営業体制の見直し、寄港地の整理等）や、運航費用、管理費用の削減を行っていくことが残された事業存続の方法と考え、その検討を開始しております。なお、現時点において当該経営統合又は事業再編の具体的な方法は未定です。そして、商船三井は、これらの諸施策を効果的に進めていくには、商船三井と当社とのより強固な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定と遂行、並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保が必要不可欠であり、そのためには、商船三井が、当社株式の公開買付け等を通じて、当社を完全子会社化とすることが最善の方策であるとの結論に至り、当社に対し、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施を提案いたしました。なお、本公開買付け及び完全子会社化の内容につきましては、本日付で商船三井が発表しております「関西汽船株式会社株式に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」をご覧ください。

当社は、業績回復策の一候補としてかかる提案を真摯に検討した結果、当社とダイヤモンドフェリーとの事業統合が将来的に実現した場合には、営業の効率化や中九州航路における運行形態の効率化等によりコストの削減及び売上高の増加が見込まれること、かかる事業統合を実現し、業績回復に足るだけのダイヤモンドフェリーとの事業統合メリットを享受するためには、事業実態の観点からも商船三井の完全子会社となる必要があること、当社が商船三井の完全子会社となることで上場コストが削減されること、信用力増加により資本コストの削減も見込まれることなどから、当社の抜本的な経営改革を行い、更なる事業の効率化を推進するためには、ダイヤモンドフェリーとの将来的な事業統合の実現に向け商船三井の完全子会社となることが合理的かつ現実的な選択肢と判断するに至りました。とりわけ、決算日以降も景気の低迷による業績悪化が続いていることに加え、平成 21 年 3 月 28 日に予定されている高速道路料金の引き下げは、最低 2 年間は継続する予定であるため、当社の中期的な業績に与える悪影響は避けることが難しく、その一方でダイヤモンドフェリーとの事業統合効果が実現するには相当程度の時間を要すると思われることから、当社事業の存続維持を図るためには、ダイヤモンドフェリーとの将来的な事業統合を視野に入れた諸施策が速やかに実施されなければならないと判断した次第です。以上の理由から、当社は、本公開買付けに対して賛同意見を表明いたしました。本公開買付けに対する賛同意見につきましては「株式

会社商船三井による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」をご覧ください。

上記のような経営環境の中、平成 20 年度の決算日以降の業績も回復の兆しが見えず、高速道路料金の値下げ等の影響により利益の減少が予想されることから、当社が商船三井の完全子会社となる予定時期までの間に必要となる当座運転資金の不足が見込まれております。加えて、当社が平成 20 年 12 月末に有する借入金 7,364 百万円のうち、平成 21 年 4 月中に返済期限を迎える商船三井からの借入金約 6 億円について、緊急の資金調達が必要な状況となっております。

また、直近の業績及び株主資本比率は上記のとおりであり、さらに、世界的海運マーケットの収縮に伴う船価の下落による担保価値下落によって担保割れが発生している状況に鑑みると、金融機関からの外部借入その他グループ外からの資金調達は困難な状況にあります。

そこで、当社は、商船三井を割当先とする第三者割当増資（以下「本増資」といいます。）が唯一の資金調達的手段であると判断し、筆頭株主である商船三井に支援を依頼する予定です。本増資が実施された場合には当社株式の大幅な希薄化が生じることになり、既存少数株主の皆様には大きな影響が生じると考えられますが、本増資による資本調達が行われない場合、完全子会社化までの事業の継続が困難となるものと思われま。従いまして、当社の財務基盤を安定化し、事業の継続を確実なものとするためには、本増資を含む一連の取引が必要不可欠であり、また唯一の取引スキームであると判断しております。

## 2. 調達する資金の額及び用途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

1,565,000,000 円(差引手取概算額)

### (2) 調達する資金の具体的な用途

当社は、本増資にて調達した資金のうち、3 億円を船体設備の修繕の不足分に、6 億円を商船三井からの借入金返済に充当するほか、残額を当座運転資金に充当する予定です。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

上記のとおり、当座運転資金及び船体設備の修繕については完全子会社化が予定されている時期までの期間を目途として順次支出する予定です。また、借入金の返済資金については、主に平成 21 年 4 月中に使用する予定です。

### (4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

上記のとおり、商船三井による完全子会社化予定時期までの間、当社が安定的にフェリー事業を続けていくための運転資金及び設備資金の調達が必要不可欠であり、また、厳しい経営環境の中で借入金の返済資金を確保するため、本増資資金用途には合理性があるものと判断しております。

## 3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近 3 年間の業績（連結）(単位：百万円)

決	算	期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
---	---	---	---------------	---------------	---------------

売 上 高	13,289	12,900	11,677
営 業 利 益	267	605	719
経 常 利 益	457	684	778
当 期 純 利 益	315	639	286
1株当たり当期純利益(円)	7.99	16.17	7.26
1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり純資産(円)	25.69	9.47	1.68

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成20年12月31日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	39,531,200株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-株	-%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-株	-%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
始 値	170円	89円	131円
高 値	172円	366円	135円
安 値	76円	87円	59円
終 値	86円	135円	64円

最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	80円	70円	67円	66円	61円	60円
高 値	80円	71円	83円	66円	83円	61円
安 値	59円	64円	62円	60円	59円	57円
終 値	68円	66円	64円	60円	59円	59円

なお、3月については、3月17日までの数値です。

発行決議直前日における株価

	平成21年3月17日現在
始 値	60円
高 値	60円
安 値	59円

終 値	59 円
-----	------

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 21 年 4 月 13 日
調達資金の額	1,565,000,000 円 (発行価額：一株当たり 55 円) (差引手取概算額)
募集時における 発行済株式数	39,531,200 株
当該増資による 発行株式数	29,000,000 株
募集後における 発行済株式総数	68,531,200 株
割 当 先	株式会社商船三井

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

4. 大株主及び持株比率

募集前 (平成 20 年 12 月 31 日現在)		募集後	
株式会社商船三井	36.62%	株式会社商船三井	63.44%
株式会社三井住友銀行	4.60%	株式会社三井住友銀行	2.65%
住友信託銀行株式会社	3.32%	住友信託銀行株式会社	1.91%
株式会社新来島どっく	2.00%	株式会社新来島どっく	1.16%
三井住友海上火災保険株式 会社	0.91%	三井住友海上火災保険株式 会社	0.53%
東京海上日動火災保険株式 会社	0.91%	東京海上日動火災保険株式 会社	0.53%
ピクテ アンド シー ヨーロッパ エスエー (常任代理人 株式会社三 井住友銀行)	0.80%	ピクテ アンド シー ヨーロッパ エスエー (常任代理人 株式会社三井 住友銀行)	0.46%
ダイビル株式会社	0.67%	ダイビル株式会社	0.39%
三菱重工株式会社	0.67%	三菱重工株式会社	0.39%
株式会社サノヤス・ヒシノ 明昌	0.67%	株式会社サノヤス・ヒシノ 明昌	0.39%

(注) 上記持株比率は平成 20 年 12 月 31 日現在の発行済株式数に対する割合であります。また、募集後の状況は同日現在の当社の株主名簿に基づき、本増資で増加する予定の株式数を加え

て算出したものです。

## 5. 業績への影響の見通し

本増資による当社の平成 21 年度連結業績及び単体業績への影響は軽微でございます。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠

発行価額は、55 円と決定いたしました。これは、当社における本増資に係る発行決議日の直前取引日である平成 21 年 3 月 17 日の東京証券取引所市場第二部における終値 59 円に対して 93.22% (小数点以下第三位を四捨五入。) を乗じた額に相当します。本増資価額に係るディスカウント率につきましては、当社の財務状況、業績予測、事業環境を考慮しつつ決定いたしました。

なお、当社はこの発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本増資の規模は、本増資実施前の当社の発行済株式総数の 73.36% (本増資後の当社の発行済株式総数の 42.32%) であり、当社株式の大幅な希薄化が生じることとなります。しかしながら、上記 1. のとおり、商船三井による完全子会社化が当社にとって必要不可欠であるところ、当社が単体債務超過にあり、かつ借入金の返済に目処が立たない状況で、本増資による資本増強及び資金調達が行われない場合、完全子会社化が完了するまでの間の事業継続が困難になる恐れがあります。そのため、商船三井による完全子会社化が完了するまでの間に必要となる緊急性の高い資金として、16 億円程度が必要になります。

様々な選択肢を検討し、本増資を行うことが当社にとって唯一の策であるため、本増資の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 7. 割当先の選定理由

### (1) 割当先の概要

(平成 21 年 3 月 18 日現在)

商 号	株式会社商船三井
事 業 内 容	不定期専用船事業、コンテナ船事業、ロジスティクス事業、フェリー・内航事業、関連事業、その他事業
設 立 年 月 日	明治 17 年 5 月 1 日
本 店 所 在 地	大阪府大阪市北区中之島三丁目 6 番 32 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 芦田 昭充
資 本 金	65,400 百万円
発 行 済 株 式 数	1,206,286,115 株
純 資 産	788,336 百万円 (連結)

総 資 産	1,970,297 百万円 (連結)		
決 算 期	3月31日		
従 業 員 数	10,001 名 (連結)		
主 要 取 引 先	伊藤忠ペトロリアム、BLNEDERLAND、TOMENTOYOTATS、SUMITOMOINTERN、新日本石油、SKCORPORATION、TormCopenhagen、GloryWealthSh、CompaniaSudAm など		
大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 13.66% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 5.33% 三井住友海上火災保険株式会社 3.47% ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー(常任代理人株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室) 3.20% 資産管理サービス信託銀行株式会社 2.68%		
主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、新生銀行、三菱東京UFJ銀行、信金中央金庫、日本政策投資銀行、農林中金など		
上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	割当先は当社の筆頭株主であり、当社は割当先の持分法適用関連会社であります。 普通株式 発行済株式総数の36.62%	
	取 引 関 係	当社は、割当先から資金の借入約7,120百万円を行っています。	
	人 的 関 係	当社の社外監査役1名は割当先の従業員です。また、当社従業員のうち4名は割当先からの出向者です。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は割当先の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当いたします。	
最近3年間の業績			
決 算 期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
売 上 高	1,366,725	1,568,435	1,945,696
営 業 利 益	172,992	168,073	291,284
経 常 利 益	176,502	182,488	302,219
当 期 純 利 益	113,731	120,940	190,321
1株当たり当期純利益(円)	94.98	101.20	159.14
1株当たり配当金(円)	18	20	31
1株当たり純資産(円)	354.95	460.78	568.96

(単位：百万円)

## (2) 割当先を選定した理由

現在の当社の経営環境、業績及び財務状況を勘案しますと、資本市場からの資金調達は困難な状況にあります。大規模な資本増強を迅速に行える割当先は商船三井以外には存在しないことから、筆頭株主である商船三井を割当先としました。

### (3) 割当先の保有方針

割当先の商船三井からは、割り当てる新株式の保有方針について原則として中・長期に保有する意向であるとの報告を受けております。なお、当社は、商船三井から、新株式の払込日より2年間において、商船三井が新株式の全部又は一部を譲渡する場合には、遅滞なくその内容を当社へ報告する旨の確約を得る予定です。

また、商船三井は、本増資の引受とともに、当社普通株式に対して公開買付けを行う旨を公表しております。

## 8. その他

### (1) 当社株式に対する公開買付けについて

当社を取り巻く厳しい経営環境は当面続くものと想定しております。商船三井は、本増資の引受とともに、当社の完全子会社化を目指した当社普通株式に対する公開買付けを実施することを公表しました。なお、当社は本公開買付けに対して賛同意見を表明しております。詳細につきましては平成21年3月18日付で当社が別途開示しております「株式会社商船三井による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」をご参照ください。

### (2) 本公開買付けの成立後の予定について

商船三井は、本公開買付けが成立した場合には、全部取得条項（会社法第108条1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を利用した一連の手続きにより当社を完全子会社化することを予定しております。その場合には、当社普通株式は大阪証券取引所及び東京証券取引所の規定に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。詳細につきましては、平成21年3月18日付商船三井公表の「関西汽船株式会社株式に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」をご参照ください。

### (3) 株主優待制度の廃止

本増資、本公開買付け及びその後の一連の手続きを経て、当社株式は上場廃止となる可能性があります。そのため、当社は本日開催の取締役会において、平成20年12月末現在の株主様に対して平成21年3月末に発行する株主優待割引券をもって株主優待制度を廃止することを決議いたしました。株主優待制度は平成21年3月末発行の株主優待割引券をもって廃止させていただきますが、株主様には永年に亘り当社をご支援いただいておりますことから、平成21年3月末発行の株主優待割引券の有効期間を6ヶ月間（平成21年5月1日から平成21年10月31日までにご乗船）から1年間（平成21年5月1日から平成22年4月30日までにご乗船）に延長させていただきます。詳細につきましては、平成21年3月18日付当社公表の「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

- (別添)発行要領
- (1)発行新株式数 : 29,000,000 株
  - (2)発行価額 : 1 株につき 55 円
  - (3)発行価額の総額 : 1,595,000,000 円
  - (4)資本組入額 : 797,500,000 円
  - (5)募集又は割当方法 : 第三者割当によるものとし、その全てを商船三井に  
割り当てる
  - (6)申込期間 : 平成 21 年 4 月 13 日
  - (7)払込期日 : 平成 21 年 4 月 13 日
  - (8)前期各号については、各種の法令に基づく必要手続きの効力発生(有価証券届出書の効力発生を  
含む。)が条件

以 上